

交通安全週間

前橋市松徳所編集人 前橋市柳町一番地 由松田謹行

今月の納稅

今月は市民税第三期、同均等割
なく、お納め下さい。（税務課）

発行印

戦歿者遺族の扶助料證書の寫について

恩給法の一部を改正する法律によりまして、各種恩給、扶助料等の請求手続きをすることになりますが、公務扶助料の裁定をうけたものは今後請求書を提出する際に、扶助料証書、若しくはその写を添付するとしている規定でありますから予め準備しておよろお願いします。

この恩給法による公務扶助料請求の手続きについては、未だ

引揚者の方々へ

金融證書類が返されます
引揚者が日本に上陸の際税關等に強制的に預けさせられた金融證書類は、数年間保管されたまま今日に至つて居りましたが、今度漸く九州一日付大蔵省告示を以て之を返還することになりましたから

求をして下さい。（手続期間九十日）
返還物件、請求手続、請求先、
請求書の書式等に就て詳しく知りたい方には、八月廿日新聞紙上に大蔵省が「税關等で保管した金融證書類の返還について」広告して居りますから、御覧下さい。なお手続不明の方は「在外

（市内南曲輪町七〇番地放送局前電岡方）で、詳細御説明いたし請求書も準備してありますから御申出下さい。（在外資産補償

★ネズミ一匹にキャラメル一個　来る一千日金需一齊にネズミ退治を行います。ネズミ一匹にキャラメル一箱差上げますから、取ったネズミは衛生班に

届けて下さい。（衛生課）

交通事故を防止致しましよう。今
年も、今月十五日から二十四日ま
での十日間、秋季全国交通安全周
間が行われます。
交通事故は、昨年全國で五八
四七七件発生し、四、六九六名
の犠牲者を出し、本県だけでも
本年一月から八月までに五〇一
件、死傷者五三名、傷者五〇八名
(内本市では六月までに負傷者
二十一名)を出したましたが、そ
の原因は、お互いの少しの不注
意によるものが多い状況であり
ますから、次の交連十則を守
て、悲惨な事故を防ぎましょう。

交通十則

①道路を歩くときは横並んで
歩かないように致しましよう
②歩道と車道の区別のある道路
では必ず歩道を歩きましょう
③道路を横切るときは左右、前
後をよく見てからにましよう
④斜横断はやめましよう。
⑤電車や自動車が停車中であつ
ても直前や直後を通り抜けな
いように致しましよう。

○

全國交通安全旬間

人は右側　交通事故を防ぎなましよう

歩かないように致しましよう
①歩道と車道の区別のある道路
では必ず歩道を歩きましょう
②道路を横切るときは左右、前
後をよく見てからにましよう
③斜横断はやめましよう。
④電車や自動車が停車中であつ
ても直前や直後を通り抜けな
いように致しましよう。

⑤自転車の二人乗りや道路で自
外の乗車はあぶないからやめ
ましよう。
⑥自転車は左側を一列で通行し
ましよう。夜間自転車に乗る
ときは必ず灯火をつけ、電電
ランプのときは前方十メートル
以上を照らさないように下
向じましよう。

⑦自転車に飛乗り、飛降り、車体
外の乗車はあぶないからやめ
ましよう。
⑧車馬に飛乗り、飛降り、車体
外の乗車はあぶないからやめ
ましよう。

⑨自転車の練習はやめましよう。
⑩自転車は左側を一列で通行し
ましよう。夜間自転車に乗る
ときは必ず灯火をつけ、電電
ランプのときは前方十メートル
以上を照らさないように下
向じましよう。

今年は猩紅熱まん延の兆

チフテリアにも充分御注意を

夏の伝染病、赤痢や瘧疾は、古民
皆さんの御協力と御注意により、
幸い減少して来ましたが、その代
り、今年は猩紅熱やチフテリアが
増加する傾向にあります。

即ち赤痢、瘧疾は、昨年九月末
日現在累計一七六名出たのに對
し、本年同期八九名に減少しま
したが、猩紅熱は早くも昨年の
三倍強の一九名という数字を示
して居りますから、お互いに警
戒せねばなりません。

次に猩紅熱とチフテリアについて
お知らせします。

此の恐しい冬の伝染病猩紅熱は呼
吸系伝染病ですから、寒さに慣れ

を避けた當時の郵便局に問合せ
ることが第一です。そのために適
度に薄着をされ、寒さに対する抵
抗力を身につけることが大切です

また子供を「不必要に人混みの中
へ連れて行かぬ事です。又チフテ
リアが増えてきたのは、予防注射
を怠るものが多いから様です。

チフテリアの予防注射と同様に、
猩紅熱にもスルバニン、ベニシリ
ンという極めて効果的な薬品があ
りますので、それらしい症状が現
れたら、直に医者に診断を受ける
ことが必要です。今からお互いに干
分身体をさわづて此の恐い伝
染病を追放しましょう（衛生課）

市では本年度秋季の狂犬病予防注
射を次の通り実施しますから、犬
の飼主は、当日よりの場所へ必
ず犬を連れて行つて下さい。注射
時間は午前九時から午後四時ま
でです。

十一月九日 前代田町 代田神社

二十九日 小柳町 愛宕神社

廿七日 芳町 運行寺

廿八日 北曲輪町 前橋保健所

なお当日は予防注射料一〇〇円

引揚者も同様に予防注射料一〇〇円、注射器料三〇〇円、予防

注射手数料三〇〇円、注射器料三〇〇円、合計四三〇円で

まだ登録の済まない犬の飼主へ、
生後九十一日以上の犬で、まだ登
録の済まない犬の飼主は、右日時
場所へ犬を引きつけ、登録と予
防注射を受け下さい。

その際登録手数料三〇〇円、予防

注射手数料三〇〇円、注射器料三〇〇円、合計四三〇円で

持参下さい。（衛生課）

今月の競輪

▽第一節 一千四百日、二千五百日、二千六百日
▽第二節 三千日、三千日、三千日（商山謹）
十一月一日（日）

月、一千六百日

の通り開催いたします。
後輩八恩賜停止によりこの詔書
を恩賜局に返還した場合は、
引換に発行された受領書を整備
しておいて下さい。
③、扶助料証書の認定をうけたが
亡失したもの、郵便局に照会し
たくも資料のないものについては、裁
定をうけないものについては、裁
定をいたします。
④、此の扶助料とは戦勝病者戦殲
者遺族等援護法による遺族年金
とは別であります。（厚生課）

⑤、扶助料証書の認定をうけたが
亡失したもの、郵便局に照会し
たくも資料のないもの、又は裁
定をうけないものについては、裁
定をいたします。
⑥、扶助料証書の認定をうけたが
亡失したものの、郵便局に照会し
なくも資料のないものについては、裁
定をうけないもの、又は裁
定をいたします。
⑦、扶助料証書の認定をうけたが
亡失したものの、郵便局に照会し
なくも資料のないものについては、裁
定をいたします。
⑧、扶助料証書の認定をうけたが
亡失したものの、郵便局に照会し
なくも資料のないものについては、裁
定をいたします。
⑨、扶助料証書の認定をうけたが
亡失したものの、郵便局に照会し
なくも資料のないものについては、裁
定をいたします。

前橋市報

市説会の動き

建議

要望、陳情等採擇

條例や起債案を可決 例市議會

九月の定

本市の第四回定
例市議會は前定
期報の通り九月
二十日午後二時
五分から、市議會議場で開
会、議員全員出席、市から市長
後、各課長出

名議員を指名した後議事に入り、
北村議員から、九月十日死去し
た後藤仙鷗氏に対する追悼演説が
あり、次いで

讀書週間の催し

講演や展覽會、子供の集い

来る一千七日から、十一月九日ま
で行われる本年度の讀書週間に、
市立圖書館では次のような行事を
致しますからお誘い合せて御出掛
け下さい。

事業税撤廃方陳情案（提案者商
工常任委員、目崎、山本、長張、
立田、細井、栗原、小野里名議
員）

各種議案（前橋市議會第一九八号

議案）

未定

各議案、提案者を代表して目崎議
員から現在の商工業者のみを対象

ノ切は來月十五日

観光と産業の
いろはかるた募
集

市では前橋の觀光と産業宣傳のい
ろはかるたを募集することになり
ましたが、その要綱（次の通り）
すから、市民の皆さんが、ふるつ
て御応募下さいますよう希望いた
します。

（一）目的：前橋の名勝、産業等
を平易且つ興深く紹介して市の

2、いろはかるたを募集する

集する。但し「ん」を除き「

ゑ、ゑ」は「い、え」とす

ること

3、応募用紙は官製はがき一
枚につき一句とする

（作例）（ね、ネオンに輝
せんとする、なむ必ずしあ、娯樂
局かたを造成するに限らず、

広く市の觀光と産業の宣傳に
当りあらゆる機会に使用するも
のとする。

（二）要領

1、募 集

2、標語の要点

3、名勝、旧蹟、社寺、伝説を始
め産業物産等広い意味で市の
觀光と産業を宣傳するに相応

4、一人で何句応募しても差
支えない

5、一人で何句応募しても差
支えない

6、賞

7、審査

しい表現で、なるべく斬新な

構想で明快なものであること

から斎藤多美雄氏（議員）

中から大林正義氏（議員）

を附議し、異議なく賛成通り可決

三時二十分閉会。

全員協議會で産業

博の開催協議

△第一〇五監査委員会（議員）

から斎藤多美雄氏（議員）

中から大林正義氏（議員）

を附議し、異議なく賛成通り可決

三時二十分閉会。

△第一〇五監査委員会（議員）

から斎藤多美雄氏（議員）

中から大林正義氏（議員）

を附議し、異議なく賛成通り可決

三時二十分閉会。